滋賀県書き初め展覧会 団体出品規定

※団体指導者用
（御指導の先生方のみ御覧下さい）
※今回展より団体割引は廃止します

1．団体資格

同一支部（同一支部番号）で、**総出品数が50点を超える団体。**
＊学校と塾、あるいは複数の塾を併せることはできません。それぞれ別に出品してください。

2．出品方法

① 詳細については、「要項」をご覧ください。
② 同一団体で出品する場合、**「出品総数表」**と**「出品目録」**を**作品に添えて**提出してください。
③ **内申について**

イ、**出品数が50点以上の団体に限り、**内申ができますが、**以下の規定が守られていない場合は無効**となりますのでご注意ください。

ロ、内申は**出品数の１割以内**（端数切り捨て）とし、出品責任者において総出品作品の上位優秀作品より順に内申をしてください。（例：総数59点の場合、５点までが内申作品数）
必ず総出品作品の上位から優秀と認められる順に１割を内申してください。

ハ、内申された作品は原則として銀賞以上とし、表彰、展示しますが、審査会結果不適当と判断した作品は銅賞とし、**展示しないことがあります。**

④ 作品は、**学年別に分類してください。**但し、内申された作品については、**それと区別し同封**してください。

⑤ 出品目録の記入について
従来通り、**学年別に記入**してください。
尚、氏名を正確に出品責任者がご記入ください。

⑥ 出品票の記入について（内申作品）
内申作品については、所定のところ（下図参照）に**赤字で内申順位（1～）**をご記入ください。
内申順位の記入の無いものについては、内申特典が生かされませんのでご注意ください。



赤字で内申順位（１～）を記入